

令和4年 第9回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和4年9月9日(金)								
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室								
開議	午前11時00分～午前11時45分								
応招委員	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%; border:none;">1番 小椋 清美</td> <td style="width:50%; border:none;">7番 田淵 智之</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">4番 柳井 正信</td> <td style="border:none;">8番 北山 政士</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">5番 正影 博一</td> <td style="border:none;">10番 川口 肇司</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">6番 河中 司</td> <td></td> </tr> </table>	1番 小椋 清美	7番 田淵 智之	4番 柳井 正信	8番 北山 政士	5番 正影 博一	10番 川口 肇司	6番 河中 司	
1番 小椋 清美	7番 田淵 智之								
4番 柳井 正信	8番 北山 政士								
5番 正影 博一	10番 川口 肇司								
6番 河中 司									
不応招委員	3番 難波 基訓、9番 近藤 克己、11番 竹下 桂輔								
出席委員数	7名								
欠席委員数	3名								
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 小椋 正己 (産業観光課 課長) 課長補佐 角田 貴之 (産業観光課 課長補佐) 主任 山崎 裕司 (産業観光課 主任)								

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第8号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	報告第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第39号 非農地証明願について
日程第6	議題第40号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第7	議題第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議題第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第9	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	5番 正影 博一 6番 河中 司

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	<p>ただいまの出席委員は、10名のうち7名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和4年第9回鏡野町農業委員会を開催します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に、5番 正影 博一 委員、6番 河中 司 委員を指名します。</p> <p>日程第2 会期決定の件を議題にします。お諮りします。本会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日の1日間に決定しました。</p> <p>日程第3 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の45番の案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長 小椋	<p>令和4年第9回9月農業委員会議案2ページをお開きください。</p> <p>報告、第8号、農地法18条第6項の規定による解約について、でございます。</p> <p>番号45 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1,981㎡、他計3筆、5,970㎡、合意解約によるものです。</p> <p>以上、1件です。</p>
会長 川口	<p>これをもって、報告を終わります。</p> <p>日程第4 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の45番から48番までの案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長 小椋	<p>議案3ページをご覧ください。</p> <p>議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。</p> <p>番号45 譲渡人、●●、譲受人 ●●、土地の所在は、●●、田、3,689㎡、譲受人の耕作面積は、3,689㎡、通作距離は10.0km、大型農機具はございません、備考としまして、売買によるものです。</p> <p>番号46 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、1,981㎡、他計3筆、5,970㎡、譲受人の耕作面積は74,640㎡、</p>

通作距離は0.5 km、大型農機具として、トラクター3台、田植え機1台、コンバイン3台、売買によるものです。

番号47 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、249 m<sup>2</sup>、譲受人の耕作面積は249 m<sup>2</sup>、通作距離は0.1 km、売買、農地取得下限面積を個別指定されたものです。

次ページ、4ページをご覧ください。

番号48 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、畑、108 m<sup>2</sup>、譲受人の耕作面積は7,350 m<sup>2</sup>、通作距離は2.0 km、贈与によるものです。

以上、4件でございます。

会長 川口

これをもって提案理由の説明を終わります。本件について追加説明を許します。

追加説明なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑無しと認めます。

お諮りします、本件を承認することにご異議ございませんか。

委員

「はい。」

会長 川口

ご異議なしと認めます。

よって議案38号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。

日程第5 議案第39号、非農地証明願について、この議案の17番、18番の案件を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。

事務局長 小椋

議案5ページをご覧ください。

議案第39 非農地証明願について、でございます。

番号17 申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は畑、面積は282 m<sup>2</sup>、他計2筆、472 m<sup>2</sup>、現況内容は原野で、申請理由としまして、10年以上耕作及び管理が出来ておらず、農地として使用できないため。

番号18 申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は畑、面積は291 m<sup>2</sup>、現況内容は原野で、申請理由は、約15年前から耕作しておらず、荒廃し農地として使用できないため。

以上、2件でございます。

去る9月30日、非農地証明事務要領によります現地確認のため、役員の方でご協議いただきました。その結果、要領の対象要件を満たすもの、

	<p>非農地として報告させていただきます。以上です。</p>
会長 川口	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。          本件について追加説明を許します。          追加説明なしと認めます。          お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第39号 非農地証明願については承認することに決定しました。          日程第6 議案第40号、農地法第4条の規定による許可申請について、この議案の6番の案件を議題とします。          事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長 小椋	<p>議案6ページをご覧ください。          議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。          番号6 申請人 ●●、土地の所在は、●●、田、270㎡、転用計画の用途及び事由は、一般住宅、現在母と同居しているが、子供家族が帰ってくることから手狭になるため住宅を新築するもの、期間は永年、施設の概要は一般住宅、72.96㎡、資金計画は●●、備考としまして、第二種農地、●●土地改良区、●●水利組合の承諾を得られております。          以上、1件です。</p>
会長 川口	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。          本件は農地部会委員により現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。農地部会長 8番 北山委員。</p>
北山委員	<p>この件について農地部会の方で確認に行っていました。別に問題はないという事でございます、承認することに決定しております。以上でございます。</p>
会長 川口	<p>本件について、追加説明を許します。          追加説明なしと認めます。          これより質疑を行います。          質疑はありませんか。          質疑無しと認めます。</p>

委員	<p>お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p> <p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。</p> <p>日程第7 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、この議案の22番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 小椋	<p>議案8ページをご覧ください。</p> <p>議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。</p> <p>番号22 使用借人 ●●、使用貸人 ●●、土地の所在は、●●、田、2,081㎡、転用計画の用途及び事由は、太陽光発電施設、期間は永年、施設の概要は太陽光発電施設、114.6kw、資金計画は●●、第二種農地、●●水利組合、●●自治会の承諾を得られております。</p> <p>以上、1件でございます。</p>
会長 川口	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件は農地部会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いいたします。農地部会長 8番 北山委員。</p>
北山委員	<p>この件についても農地部会の方で確認に行っていました。別に問題はないという事で、承認することに決定をしております、以上でございます。</p>
会長 川口	<p>本件について、追加説明を許します。</p>
正影委員	<p>はい、すいません、これは議案なんですけど、この一番高いところ、道から太陽光にかけて、住宅から上に、水路までが一応地滑り地区となっていて、ここに太陽光をして、おそらくシートを張って、水を下へ流されると思うんです。</p> <p>その場合、水路があるんで、年に2回から3回くらいは水路掃除をしてもらいたんです。</p> <p>でないと、急な勾配で溢れて水路以外に流れて地滑りが起きたら、下に民家がある</p>

会長 川口	住宅の上か
正影委員	住宅と、上には民家と、教育集会所が上に、全部
会長 川口	で、水路管理を条件として付けるという事
正影委員	はい、太陽光は出来るでしょうけど、排水水路だけは毎年2, 3回は掃除をしていただきたい、溢れ出て、水路がめげて地滑りなったら困る
会長 川口	分かります、そういう指導で、もし許可になった時にはそういう指導に
正影委員	お願いします
会長 川口	それで、ひとつちょっと疑問なんじゃけど、これ太陽光15年でかな、売電が終わるの
主任 山崎	20年
会長 川口	20年後、永年じゃったら、20年後はどういうふうな事をするいうことを、辞めるんか、そのままにして、荒らしてしまうんか、その辺がずっと、今言われようるように地滑り地区だったら余計それがあると思うんですけど 20年までは売電できる、その次の、済んだらそれをどうするか、その電気を自分のとこの家まで引っ張ってきて貯めておくんか、辞めるんか
事務局長 小椋	安く売るか
会長 川口	そういうことがあるんで、そねい確認も
事務局長 小椋	分かりました
北山委員	20年後の計画というのは、また新たに
会長 川口	そうそう
近藤委員	辞めて全部撤収するのか、そこら辺まで決めてもわな

会長 川口	<p>永年いうことになつとるけん、一生いう事でそのままになるわけじゃけん</p> <p>他にありませんか</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	「はい。」
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請についての件は承認することに決定します。</p> <p>日程第8 議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 小椋	<p>議案10ページをご覧ください。</p> <p>議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。</p> <p>利用権の設定です。</p> <p>更新4件、7筆、4,276㎡、以上です。</p>
会長 川口	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	「はい。」
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。</p> <p>日程第9 その他について、</p> <p>その他、協議事項はありませんか。</p> <p>今のその、5条の委員が言われたところの、条件を飲まんだら、許可をせんという事でええんでしょ、条件を飲む</p>
正影委員	そねいなこと言われても、出来んわい言われたらそりゃ困るけど

会長 川口	それを、許可をするのにあたってそれが出来たらするという条件か、その地形的なもんがあるけん、その辺のことはっきり、今のままじゃったら何しようがせまあが、許可したんじゃけん、好きにせえいうことになるんじゃけど
正影委員	それじゃちょっと困りますな、何でもない普通の土地ならともかく、初めから地滑り地区に指定されとるんで
近藤委員	地滑り地区ってされとるんじゃけん、その辺ちょっと調べてみればええが
会長 川口	区長の承認はもろうてなかった
主任 山崎	もろうてあります
会長 川口	区長に承認をもろうとん
正影委員	区長、皆知つとんじゃけどな
会長 川口	何も見ずに考えず、どこじゃいうのもよう分からずしとんじゃけんな
近藤委員	じゃけん、地滑り地区に指定されとんじゃったら、何らかの指定かなんかある
主任 山崎	ちょっと確認をします
会長 川口	じゃけん、その分で、本当は出来んところを出したんじゃいうんだったら、ここで話をしたのも無効になるな、地滑り地帯
主任 山崎	地滑り地帯でも、一応許可を出せるのは出せますので、県民局の地滑り地域内での制限行為ではないっていう許可の
会長 川口	それはどういう意味
主任 山崎	一応、発電施設の設置で、現状の地形のまま太陽光パネルを設置するというふうな格好で、許可を頂いているようです これは県民局長の許可になっております

会長 川口	ほんならそれしかないわ、下に条件として付けるもらう、今の許可の、そっちを地滑りでもしてもええいうことじゃけん
正影委員	まあそれは
会長 川口	じゃけんそれこそ
正影委員	排水の水路だけは
会長 川口	そういう事は付けてもらう
事務局長 小椋	指導も併せて
正影委員	排水の水路、大きいのをしてもらうかな
会長 川口	あれ300
事務局長 小椋	300
正影委員	その太陽光、北側に、水路がずっとありますけんな
会長 川口	下に降りとるのがな
正影委員	あの、こないだ水路だけは掃除をして、広げて伸ばしてしてもらいたい
近藤委員	相当傾斜がある
会長 川口	じゃあ 雨水だけでも流れ込もうけんな
柳井委員	最近は降りかたが違うけん、気になるところではある
会長 川口	まあ、やり方じゃ、シートを貼って、やるいうことになれば 多分シート貼ろうけんな、草が生える
近藤委員	草が生えるシート貼ると思いますよ

委員	そしたら一気に出るけんな
会長 川口	じゃけんその80%、それを聞いたんじゃがな、80%というのがどういう計算でしとんならっいうて
事務局長 小椋	一応シート貼って、
近藤委員	地滑りが起きたら
会長 川口	これは地滑り地帯だったら県が、町がせにゃいけん、県もあるいはせにゃいけん まあ、その辺のことは今話したやつで、条件を付けてもろうて、書いてもろうて、出すという事でよろしいか
委員	はい、お願いいたします
会長 川口	以上を持ちまして、本会に付議された提案はすべて終了しました。 会議を閉会します。 それにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和4年第9回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。(散会)